

飲酒運転根絶に向けた動画制作及び検索連動型広告業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県が発注する「飲酒運転根絶に向けた動画制作及び検索連動型広告業務」（以下「業務」という。）の企画提案募集及び委託に付する場合において適用される主要事項を示すものである。この仕様書は業務の大要を示すものであるから、これに定めのない事項であっても県が必要と認め、指示する事項については、受託者はこれを行わなければならない。

2 事業目的

6月末に八街市内において発生した、下校途中の小学生が飲酒運転のトラックにひかれ5人が死傷するという痛ましい交通事故を受け、飲酒運転による交通事故を二度と起こさないために、飲酒運転根絶に向けた啓発動画を作成して県のホームページに掲載するとともに、インターネットで特定のキーワードを検索した際に表示される検索連動型広告により同啓発動画等を提供することで、飲酒運転の根絶に向けた広報・啓発を実施し、飲酒運転の根絶に向けた機運の醸成を図ることを目的とする。

3 業務期間

委託契約締結日から令和4年3月25日（金）まで

4 委託業務内容

(1) 啓発動画の制作

ア 制作の方向性

- ・複数年にわたり長期間使用可能で、汎用性が高いもの。
- ・若年層から高齢層にまで啓発効果が期待できるものであること。
- ・真に「飲酒運転根絶」の意識の醸成が図れるような動画の内容を提案すること。

イ 内容

- ・「飲酒運転は、加害者も被害者も不幸にしかならない」という内容等の動画で、実写やアニメーション等の形式は問わない。
- ・動画は30秒程度のものを1本以上制作すること。
- ・動画の内容の確認・校正については、最低3回は行うこととする。

ウ データの納品

- ・作成した動画の電子データ及び動画を複製したDVD-R 1枚（ディスクにはタイトル、制作年月、著作権名を印刷し、ハードケースに収納する。）を千葉県環境生活部くらし安全推進課に納品すること。
- ・日本の一般的なDVDプレイヤーで再生可能な規格とし、県で複製が可能であること。

(2) 検索連動型広告の実施

ア 内容

インターネットで「居酒屋」「飲食店」等のキーワードを検索した者に対する検索連動型広告を行い、表示した広告から、飲酒運転根絶に向けた啓発動画に誘導する。

ただし、前記4(1)の啓発動画の制作期間中については、千葉県警ホームページに掲載されているYouTubeチャンネルの啓発動画に誘導し、前記4(1)の啓発動画の制作が終了して千葉県ホームページに掲載した後は、千葉県ホームページに掲載した啓発動画に誘導する。

イ 対象地域

千葉県内のみとする。

ウ 実施期間

開始した日から6カ月間

エ 検索エンジン

パソコン及びスマートフォンのGoogle、Yahoo!JAPANとする。

オ 検索キーワード及びクリック数

- ・検索キーワードは、「居酒屋」等、お酒と関係があるキーワードとし、ひと月で2,000回程度のクリック数が達成できるものを提案すること。
- ・検索キーワードは千葉県と協議して決定し、実施期間中においてもインプレッション数、クリック数によっては千葉県と協議の上、変更する。
- ・Google広告及びYahoo!JAPAN広告のクリック数を合算して、実施期間内に、12,000回を達成する。
- ・実施期間内に12,000回のクリック数を達成する見込みがない場合は、発注者と受注者で協議の上、検索キーワードの追加や広告表示順位を上げるなどの対応をすること。

カ 報告書の作成

- ・広告期間中、概ね2週間ごとにキーワード別でインプレッション数及びクリック数を報告すること。
- ・業務を完了したときは、日別、時間割、曜日別及びデバイス別等の広告実績を実施結果報告書にとりまとめ、令和4年3月25日(金)までに千葉県環境生活部くらし安全推進課に提出すること。

(3) 付帯提案

上記(1)、(2)の実施効果を向上させるための付帯提案に基づく業務。

5 業務にあたっての留意事項

- (1) 業務の細部については、別途千葉県と協議の上で決定すること。
- (2) 本事業実施に係る全ての成果物の著作権は千葉県に帰属する。

6 制作物の無償使用等

- (1) 県は、本業務で制作した動画等は、無償かつ受託者の許諾なしに使用できるものとする。また、県の承認した機関がデザインの全部または一部を二次使用する場合がある。
- (2) 受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本業務により制作した動画について、撮影者・編集者・制作者等、動画の制作に関わった全ての者について、それぞれが有する著作権者人格権の行使を行わないことについて予め承諾を得ること。
- (4) 本業務により制作した動画及び広報手段等が、他者の肖像権・所有権・著作権等を侵すものでないこと。

7 事業の再委託の禁止

委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部について再委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめ県の承認を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称及び住所
- (2) 再委託の内容
- (3) 再委託を行う必要性
- (4) 契約金額

8 その他

- (1) 委託金額は本仕様書に掲げる事業内容を実施するために要する全ての経費とする。
- (2) 本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。
- (3) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。
- (4) 契約に当たり県と協議の上で、本仕様書の一部を変更する場合がある。
- (5) 本事業により千葉県に対し納品した動画については、業務完了後1年間保管すること。また、千葉県の承諾なしに他に流用してはならない。
- (6) 受託者は本事業の実施に当たり、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、信義誠実にその受託内容を履行すること。

別 記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。

第2 事務従事者への周知及び監督

(事務従事者への監督)

1 乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(事務従事者への周知)

2 乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(1) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと

(2) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報を不当な目的に使用してはならないこと

第3 個人情報の取扱い

(収集の制限)

1 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

(秘密の保持)

2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

(持ち出しの制限)

4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の制限)

5 乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

(複写又は複製の制限)

- 6 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第4 再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第5 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第6 情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部情報システム課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成14年3月15日制定）5（1）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第7 機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第8 甲の調査、指示等

(調査、指示等)

- 1 甲は、乙がこの契約により行う個人情報の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

(公表)

- 2 甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表することができる。

第9 契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

- (1) 乙又は乙の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき
- (2) 乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき